

令和6年度決算監査報告書

令和7年5月2日

社会福祉法人
久御山町社会福祉協議会
会 長 岡西 義久 様

監事 田 中 安太郎
監事 山 田 清 文



私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の役職員の業務執行の状況及び財産の状況について決算監査を実施しましたので、その方法及び結果について、下記のとおり、報告をいたします。

記

1. 令和6年度決算監査の開催日

日 時 令和7年5月2日（金）午後2時～3時30分

場 所 地域福祉センター2階

立会人 岡西会長

2 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及びその他重要な事業及び会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、必要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

3 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事及び職員の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

①計算関係書類及び中間財務諸表については、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において預金残高は適正に表示しているものと認めます。

ただし、デイサービス事業において、約740万円の赤字を計上しており、前年度に比しても損益状況が著しく悪化しております。

この状況は、継続的な財務悪化を示しており、現行の事業運営のままでは法人全体の財務健全性に影響を及ぼすおそれがあると認められるため、当該事業については早急に経営改善計画を策定・実行する必要があります。